

事業系ごみ 適正処理の手引き



足利市生活環境部クリーン推進課

令和5年6月版

【問い合わせ】クリーン推進課クリーン推進担当

TEL (0284) 20-2141 FAX (0284) 20-2140

1. 「循環型社会」へ . . .

国では循環型社会形成推進基本法を中心とした法体制を整備し、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷の低減が図られた「循環型社会」を形成するための取組を進めています。

循環型社会に転換していくためには事業者のみなさまの協力が必要であり、また、“循環型社会の実現に資する”という理念をもって事業活動を行うことが強く望まれます。

2. 「事業者の責務」

事業者には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で次のような責務があると定められています。

- ・ 事業活動に伴って生じる廃棄物を自らの責任において適正に処理すること。
- ・ 事業活動に伴って生じる廃棄物の再生利用等を積極的に行い、減量化に努めること。
- ・ 物の製造、加工、販売に際して、その生産物が廃棄物として排出された場合に処理が困難にならないようにすること。
- ・ 廃棄物の減量や適正処理について、国や地方公共団体の施策に協力しなければならないこと。特に、産業廃棄物においては、その処理を処理業者に委託する場合でも、廃棄物が適正に最終処分（埋立処分、再生など）されるまでの最終的な責任は事業者が負わなくてはなりません。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】（抜粋）

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

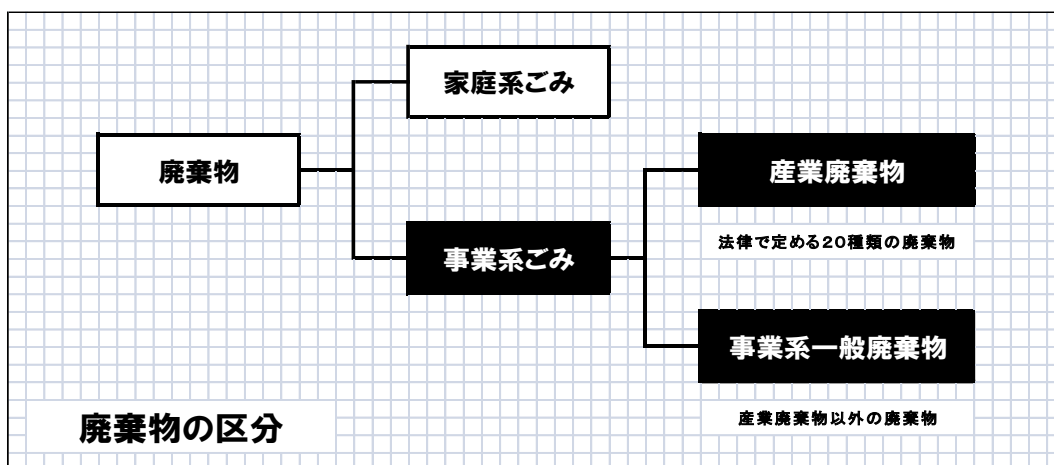
3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

3. 「事業系ごみ」とは・・・

わたしたちの社会生活の中で出されるごみには、家庭生活から出される「家庭系ごみ」と店舗や工場、事務所など事業活動から出される「事業系ごみ」があります。

「事業系ごみ」は、法律により「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分けられ、それぞれ処理の仕方やその手続きが異なります。

廃棄物の処理は、法律により細かく規定されており、事業系ごみは、法により「排出者自らの責任をもって適切に処分しなければならない」とされており、適切に廃棄物の処理が行われないと排出者の責任とされ、法に定められた懲役や罰金刑が科されますので、事業活動から出されたごみの処理には十分に注意してください。



4. 「事業系ごみ」の処理の仕方

事業活動から出された事業系ごみは、ごみの発生量やその性質から「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分けられ、それぞれ処理の方法や手続き等が異なります。

「産業廃棄物」とされるごみの処理は、栃木県から許可を受けた「産業廃棄物処理業者」に処理を委託します。

「事業系一般廃棄物」とされるごみの処理は、自ら足利市南部クリーンセンターに持ち込むか、足利市から「一般廃棄物処理業（収集・運搬）許可」を受けた業者に処理を委託します。

なお、市内各所のごみステーションは「家庭系ごみ」の排出場所となりますので「事業系ごみ」を出すことはできません。

事業系ごみの分け方

区分	ごみの種類	主な業種	処理【分別の種類】		
			産業 廃棄物	事業系 一般廃棄物	
紙くず	ダンボール、壁紙、パルプ、紙、紙加工品、板紙、書籍、新聞紙 等	建設業（工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る）、製本業、パルプ・紙・紙加工品製造業、新聞業（印刷発行を行うものに限る）、出版業（印刷出版を行うものに限る）、印刷物加工業	●		
	ダンボール	上記以外の全事業所		● 【資源物(ダンボール)】	
	新聞紙、折込チラシ			● 【資源物(新聞)】	
	雑誌、カタログ、コピー用紙、空箱、封筒、トイレットペーパーの芯、チラシ、紙袋等				● 【資源物(雑誌・その他の紙)】
	紙パック容器 ※牛乳・ジュース等の内側が白い容器				● 【資源物(紙パック)】
	レシート、紙コップ、感熱紙、カーボン紙、シール及び台紙 等 ※汚れや臭い、防水加工等により資源化できない紙類				● 【燃やせるごみ】
木くず	型枠、足場材、木造解体材、伐採材、建具工事等の残材、残材(板切れ)、チップ、おがくず、木製製品(机・テーブル・椅子・看板等)等	建設業（工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る）、木材・木製品製造業（家具製造業含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業から生じた木くず・木製家具等	●		
	残材(板切れ)、チップ、おがくず、木製製品(机・テーブル・椅子・看板等)等	上記以外の全事業所		●	
	木製パレット(パレットへの貨物の積付けのために用いたこん包用の木材を含む)	全事業所	●		
	街路樹や庭木のせん定枝 等	全事業所		●	
繊維くず	ウエス、縄、ロープ類 等 ※木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くずに限る	建設業（工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）	●		
	ロープ類、作業着、シャツ、タオル等(綿・麻製)	上記以外の全事業所		●	
	ウエス、縄、皮製品、綿や羽毛の入った製品(布団、座布団等)等			●	
動物系固形不要物	解体等をした獣畜や食鳥処理をした食鳥に係わる固形状の不要物	と畜場、食鳥処理場等	●		
動植物性残さ	原料として使用した動植物に係わる不要物(あめかす、のりかす、醸造かす、魚・獣のあら等)	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、医薬品製造業、香料製造業	●		
	生ごみ(魚や獣のあら・野菜くず等の調理くず・客の食べ残し等)、賞味期限切れ等の製品くず 等	上記以外の全事業所		●	
動物のふん尿	動物のふん尿	畜産農業(酪農業、肉用牛生産業、養豚場、養鶏場、畜産類似業、養蚕農業等)	●		
		上記以外の全事業所		●	
動物の死体	動物の死体	畜産農業(酪農業、肉用牛生産業、養豚場、養鶏場、畜産類似業、養蚕農業等)	●		
		上記以外の全事業所		●	
燃え殻	活性炭、焼却炉の残灰などの各種焼却かす(焼却灰) 等	全事業所	●		
	たばこの灰、吸い殻 等	全事業所		●	

区分	ごみの種類	主な業種	処理【分別の種類】	
			産業 廃棄物	事業系 一般廃棄物
汚泥	工場排水処理や製造工程で生ずる汚泥、道路側溝の汚泥 等	全事業所	●	
廃油	天ぷら油やグリス 等 ※鉱物性油や動植物性を問わない全ての油	全事業所	●	
廃酸	写真定着液等の全ての酸性廃液	全事業所	●	
廃アルカリ	写真現像液、金属石けん液、自動車用不凍液等の全てのアルカリ性廃液	全事業所	●	
ゴムくず	天然ゴムくず(合成ゴムは「産業廃棄物(廃プラスチック類)」)	全事業所	●	
鉱さい	鋳物砂、サンドブラストの廃砂、不良石炭、各種溶鉱炉かす 等	全事業所	●	
がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴い生じたコンクリートの破片、レンガの破片 等	全事業所	●	
ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設又は産業廃棄物焼却施設の集じん施設で集められたばいじん	全事業所	●	
廃プラスチック類	飲食用・調味料用ペットボトル、プラスチック製の事務用品・部品容器・弁当容器・カップ麺容器、発泡スチロール等の緩衝材類、ビニール梱包(ビニール袋、おしぼりの袋、貨幣の梱包等)、PPバンド、ラミネートフィルム、タイヤ、農業用ビニール等 ※合成樹脂・合成ゴムくず等の合成高分子化合物を含むもの	全事業所	●	
金属くず	飲料用の缶、刃物類、スプレー缶、金属製の事務機・椅子、一斗缶、金具類、針金、不要になった金属や研磨・切削くず 等	全事業所	●	
ガラスくず及び陶磁器くず	飲料用のびん、ガラス製品(皿・コップ・蛍光灯・電球・調味料の容器等)、陶磁器類(湯呑み・植木鉢等)、タイル、瓦、石膏ボード 等	全事業所	●	

5. 南部クリーンセンターに自ら搬入する場合

事業者の方は、「事業系一般廃棄物」を自ら搬入することで処理することができます。
なお、ご不明な点等につきましては、下記までお問い合わせください。

- ・ 受入日時：月曜日～金曜日（年末年始休みを除く）午前 8:30～正午と午後 1:00～4:45
土曜日は午前 8:30～正午まで。(祝日と重なる土曜日の受入れはありません。)
- ・ 所在地：〒326-0322 足利市野田町 826-1 TEL：0284-72-5300 FAX：0284-72-5310
- ・ 処理手数料：搬入重量 10kg につき 220 円（消費税込）

6. 一般廃棄物処理業（収集・運搬）許可業者

「事業系一般廃棄物」は、足利市から許可を受けた業者と委託契約を結ぶことで、定期的に処理を委託することができます。許可を受けていない業者に処理を委託したり、不適切な処理を行う業者に処理を委託してしまった場合、排出者責任を問われて、法により罰せられますので十分にご注意ください。

なお、処理料金や収集方法などについては、それぞれの一般廃棄物処理業（収集・運搬）許可業者にご確認いただきますようお願いいたします。

下記の一覧は、足利市における一般廃棄物処理業（収集・運搬）許可業者となりますので参考にしてください。

事業者	所在地	電話番号
足利市清掃事業(株)	久保田町 911	(0284) 71-0782
(株)横田商事	羽刈町 763-12	(0284) 72-2241
(株)鴫商 足利営業所	堀込町 118	(0284) 71-8260
沢口運輸(株) 足利営業所	大前町 1132-1	(0284) 64-0884
(株)両毛資源開発 足利営業所	借宿町 483-1	(0284) 64-9237
環境衛生管理(株)	助戸大橋町 1924	(0284) 41-0608
中央清掃管理(株)	末広町 1	(0284) 42-3243
(株)ベネッセ両毛	田中町 808	(0284) 73-8113
(株)新井整毛所	梁田町 529	(0284) 71-2727
(株)フライトワン	真砂町 41	(0284) 40-3090
(有)金井商店	江川町1丁目 6-7	(0284) 43-1015
豊丸総合産業(有) 足利営業所	小俣町 3927-9	(0284) 62-7264
(有)中央環境メンテナンス 足利営業所	葉鹿町 513-7	(0284) 62-1662
トネリサイクルシステム(株) 足利営業所	今福町 127	(0284) 41-9898
東邦管理(有) 足利営業所	葉鹿町1丁目 10-16	(0284) 62-9145
(株)ヤマキ 足利営業所	鹿島町 678-1	(0284) 62-6089
(株)十河サービス 足利営業所	堀込町 2929-5	(0284) 72-8572
(株)スリーアール	今福町 422-2	(0284) 64-7390